

緊急事態宣言解除後の公共施設の利用制限等について

10月1日から10月24日まで

緊急事態宣言が解除され、東京都のリバウンド防止措置に移行されました。これを受けて防止措置期間中の公共施設の会議室等の利用制限を変更いたします。

(今後の感染状況等により期間又は内容を変更する場合があります。)

利用者の皆様におかれましては、ご不便をおかけしておりますが、新型コロナウイルス感染防止対策について、引き続きご協力をお願いいたします。(令和3年9月29日)

1 利用定員については、引き続き定員の1/2以内に制限します。

各施設の利用可能定員については、定員の1/2(5割程度)を目安として利用定員を制限いたします。

2 夜間帯の利用について(午後9時までの利用自粛にご協力ください。)

各施設(会議室・集会室等及び体育館)の夜間帯の利用を再開いたしますが、防止措置期間中は午後9時までの利用自粛の依頼をしています。どうぞご理解の上、ご協力いただけますようお願いいたします。(一部施設を除き、夜間帯の利用可能時間は午後10時までですが、できる限り午後9時までの利用自粛にご協力ください。)

3 調理室の利用について

調理室については、次のことを守っていただいた上で利用できます。

①感染防止対策をしっかりと行うこと。

②飲食はしないこと。「4会議室等での飲食を禁止します。」と同じ内容です。

③使用した調理器具及び食器等の備品類は、利用者が責任を持って利用時間内に洗浄又は消毒を行うこと。

※ 利用自粛については、「2夜間帯の利用について」と同じ内容です。

4 会議室等での飲食は、引き続き禁止します。

会議室等(調理室含む。)での飲食については、飲食の場の感染リスクが高い等のため、飲食を禁止します。ただし、個別包装のお菓子類及びペットボトル等で一人一人専用のものを確保した上での飲料は可能とします。(飲酒は禁止します。)

☆ご利用する際には、必ずご確認ください。

利用する施設によっては設備状況や特性などから、施設ごとに利用定員制限又は利用のルールを設けている場合がありますので、ご利用する前にお確かめください。

☆感染防止の要は、みなさまです。

感染防止対策は、利用者お一人お一人の行動と責任にかかっております。

どうぞ、別紙の「公共施設を利用される皆様へのお願い(新型コロナウイルス感染防止対策)」をお読みになって防止対策をとられた上でご利用いただけますようお願いいたします。

☆使用料等の還付について

防止期間中の予約について新型コロナウイルス感染症により、利用者自らキャンセルの申出があった場合は、全額還付の対象になります。予約している施設等にご相談ください。

公共施設を利用される皆様へのお願い (新型コロナウイルス感染防止対策)

利用者の皆様には、新型コロナウイルスワクチンを2回接種していても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の防止対策についてご協力をお願いいたします。

(令和3年9月29日)

- ・利用にあたっては、**マスクの着用**をしてください。
- ・利用前にご自身で、**検温**を行ってください。
- ・**発熱（平熱+1度以上の熱がある場合）**や**風邪症状等**、**体調の優れない方は**、利用を控えてください。
- ・利用前、休憩時及び終了時には、**手洗い等**を行ってください。
- ・代表者の方は、利用開始時及び利用中の**参加者全員の体調を確認**してください。
- ・万一感染者が出た場合の積極的疫学調査に備えて、代表者の方は参加者の**氏名・連絡先等を記録し提出**してください。（記入用紙は当日お渡しします。）
- ・人と人の**間隔を十分に確保（1m程度）**できる程度の人数でご利用ください。
- ・密閉空間とならないように、**30分毎に数分間換気**を行ってください。なお、換気中は休憩するなど、近隣の方に配慮して、なるべく音を出さないようにしてください。
- ・可能な限り、**近距離での会話や発声を避けて**ください。
- ・利用中の飲食は、**飲食の場の感染リスクが高い等のため、会議室等での飲食は禁止**します。ただし、**個別包装のお菓子類及びペットボトル等**で一人一人専用のもを確保した上での飲料は可能とします。（**飲酒は禁止**します。）
- ・広範囲に**飛沫が飛ぶような活動や顔や身体を密接させる活動**は十分に予防対策を取り行ってください。

【お願い】 利用する施設によっては設備状況や特性などから、施設ごとに上記以外にも感染防止のためをお願いをする場合がありますので、予めご了承ください。